

2026（令和8）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：刑事法（刑法）

【設問】

以下の【事例】に記載された事実が真実であることを前提にして、X及びYの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

【事例】

- 1 A社の同僚であったX（男性・25歳・身長180cm・体重85kg）とY（男性・24歳・身長179cm・体重84kg）は、A社の後輩であるV（男性・20歳・身長170cm・体重75kg）の日常の態度や仕事ぶりに対して、以前から、不愉快な思いを抱いていた。2023年12月14日、A社の社員による忘年会の場で、VがXやYに対して生意気な態度を示したため、翌15日の仕事が終わった後、XとYがA社の休憩室においてVの悪口を言い合っていたところ、YがXに対して、「俺が運転する車でVをB公園に連れて行こう。あの公園は日が暮れると、人がいなくなるから、そこで二人がかりでVを痛めつけて、俺たちに対する態度を改めさせようぜ。」と提案した。XはYの提案に賛成したが、その際、Vが抵抗できなくなるまで痛めつけた上で、脅して現金を出させ、奪った現金を自己のものにしようと考えた（以下「本件計画」という。）。しかし、Xは本件計画をYに伝えず、YもXの本件計画を認識することはなかった。
- 2 2023年12月16日午後8時頃（以下「2023年12月16日」は省略する。）、仕事を終えたYはXとともにVに近付き、Vに対して、「今日は車で来ているんだ。同じ方向だから、家まで送ってやるよ。」と言ったところ、Vは、「じゃあ、乗せてもらいます。」と答えた。午後8時5分頃、YはY所有の普通乗用自動車（以下「Y車」という。）の運転席に乗り込み、XとVはY車の後部座席に乗り込んだ。YはY車を発進させ、B公園に向けて、時速50kmほどのスピードで約5分間、Y車を走行させた。午後8時10分頃、Y車がB公園の駐車場に入ったため、VはXとYがB公園内で自分に危害を加えようとしていることに気付き、Yに対して、「ここはB公園じゃないか。降ろしてくれ。」と言った。それを聞いたYは、「言われなくても降ろしてやるよ。」と言うと、Y車を直ちに上記駐車場に止め、Xと協力してVをY車から引きずり出し、B公園内にVを連れて行った。
- 3 午後8時15分頃、B公園内において、XとYはVに対して、「態度が悪いんだよ。反省しろ。」などと言いながら、Vの顔面を殴ったり、腹部を蹴ったりした。その際、Xは本件計画を実行する意思を有していたが、Yは単にVを痛めつける意図しか有していなかった。Vは、当初、XやYに反撃して抵抗したが、Yに鳩尾（みぞおち）を殴られると、痛みのために、その場にうずくまった。Vは、このままだと大怪我を負うほどに痛めつけられてしまうという恐怖に襲われたため、うずくまったまま、XとYに対して、「すみませんでした。これからは態度を改めます。」と言った。それを聞いたYは満足し、Xに対して、「Vも反省したようだから、帰ろうぜ。」と言ったが、本件計画を実行する意思であったXは、「俺は、これくらいでは満足できない。帰りたければ、一人で帰れ。俺はまだやるぜ。」と言った。それを聞いたYは、Xに対して、「もう許してやれよ。」と言ったが、Xが、「うるせえ。」と言ったため、YはXの態度に立腹し、「ああ、分かったよ。俺はもう帰るからな。タクシーでも拾って帰れ。」と言って、その場を立ち去り、Y車に乗って帰宅した。
- 4 Yが立ち去ったことを確認したXは、うずくまったままのVに対して、「これ以上、痛い目にあいなくなかったら、金を出せ。」と申し向けたが、Vが無言でいたため、Vの腹部付近を強く蹴り上げ、肋骨骨折の傷害を負わせた。XはVのズボンの後ろポケットに財布（現金3万円在中。時価5千円相当のもの。）が入っているのを見つけると、Vに対して、「この財布を貰うぜ。」と言って、上記財布を上記ポケットから抜き取った。Vは肋骨骨折による激痛のために、Xが上記財布を抜き取る行為を阻止することができなかった。上記財布を手にしたXはVをその場に残留して立ち去った。なお、上記3のX及びYのVに対する行為によって、Vが傷害を負うことはなかった。

以上